

平成20年(行コ)第41号 公文書不開示決定処分取消等控訴事件

控訴人 国

被控訴人 吉澤 文寿ほか9名

第1準備書面

平成20年4月23日

東京高等裁判所第17民事部イハ係 御中

控訴人指定代理人

藤 澤 孝
福 光 洋
益 子 浩
山 田 重
和 田 幸
長 尾 成
阿 部 録
清 水
大 野
小 川
望 月 千

彦
子
志
夫
浩
敏
明
享
祥
伸
洋

控訴人は、本件開示請求の処理経過につき、以下のとおり述べることとした
い。

被控訴人らの請求の一部を認めた原判決が失当であり、被控訴人らの請求
はいずれも棄却されるべきものであることは、平成20年2月27日付控訴
理由書で述べたとおりである。

他方で、外務大臣は、法11条に基づき、適法に開示決定等の期限の特例
を適用し、平成18年5月25日付の書面により、本件開示請求の対象文書
のすべてについての開示決定等を本年5月26日までにを行う旨を被控訴人に
通知したことも従前に述べたとおりである。したがって、本件訴訟の進行と
並行して、外務大臣は、最後に開示決定等を行った平成19年11月16日
以降も、残りの「未決定文書」に対する処理を進めてきた。

「未決定文書」を含む本件審査対象文書が約170冊の行政文書ファイル
という膨大な量に上るものであり、また、その特殊性から定型的、機械的な
審査に馴染まず、我が国を取り巻く外交状況にかんがみれば、開示の可否の
審査は困難な判断を要するため極めて慎重を期することを要する。さらに、
当該文書は膨大であるだけでなく、その内容も多岐にわたることから、その
性質上多数の省内外の関係部局との協議を要するものである。そして、本件
開示請求の担当課である北東アジア課が日常的に繁忙を極めている中で本件
にも従事してきていることは、原審や控訴理由書において累次にわたって述
べてきたとおりである。

本件処理は、そのような状況の中で、当初に設定した期限内にすべての開
示決定等を行うべく鋭意進められてきた結果、本年5月26日を待たずして、
同月9日までにすべての決定を行う予定である。